

2004年12月3日

東京スター銀行

「リレーションシップバンキングの機能強化計画」の進捗状況について (追加)

株式会社東京スター銀行(東京都港区:代表執行役 CEO タッド・バッジ)は、2003年8月に作成した「リレーションシップバンキングの機能強化計画」に基づき、2004年10月29日(金)に提出いたしました資料に追加して、健全債権化等事項に係る進捗状況表を取りまとめ、金融当局に提出いたしました。

東京スター銀行では、「リレーションシップバンキングの機能強化計画」に基づき、「顧客の視点」「社内プロセスの視点」「学習と成長の視点」から特定分野に経営資源を集中したスピード感のある経営を進め、健全性、収益性を確保しながら業務に取り組んでおります。

今後も、地域金融機関として個人・中小企業のお客さまの将来に対する不安を軽減し、地域さらには日本経済の活性化に取り組んでまいります。

以上

提出資料については、次ページ以降をご覧ください。

リレーションシップバンキングの機能強化計画の進捗状況

1. 中小企業金融の再生に向けた取組み
2. 経営改善支援の取組み実績

中小企業金融の再生に向けた取組み

2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

(3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表

具体的な取組み		<p>データに基づく統計的な分析により、下記を実施して参ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不良債権の発生を適当な範囲(比率)に留める与信管理体制の構築 ・リスクに見合うリターンを算定し、モニタリングできる体制の構築(リスク・ベースド・プライシング) <p>健全化については、専担セクションを創設し、証券化などの財務構造の変革支援を中心に積極的に推進して参ります。</p> <p>信用リスクマネジメントの大幅増強を実施して参ります。</p>
スケジュール	15年度	<p>リスク・ベースド・プライシングを実現すべく、格付ロジックの精緻化をはじめとして、格付制度の高度化を推進して参ります。</p> <p>債権の健全化を推進すべく、信用リスクマネジメント本部内に企業再生のための専担部門を設置し、同部門の企業再生支援機能を強化して参ります。</p> <p>DIP、ノンリコースローン他、企業再生金融に関する取り組みを強化すると同時に、当該案件の審査能力も強化して参ります。</p>
	16年度	<p>以下の諸施策を予定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営改善支援取り組み先数、経営改善による債務者区分のランクアップ先数の公表 取引金額2000万円以上の個別方針書作成 健全債権化可能先の見極めと健全化策の立案、実施 不良化懸念先の個別対応と方針決定
備考(計画の詳細)		<p>格付ロジックの精緻化として、15年上期にデフォルト率をベースとした財務格付ロジックの導入を計画し、15年9月に大口の法人先には新ロジックを導入しております。</p>

進捗状況		
(1) 経営改善支援に関する体制整備の状況 (経営改善支援の担当部署を含む) 15年4月～16年9月		<p>15年度上期は、信用リスクマネジメント本部内に、SME債権管理の専担部署を設置し、SME取引先約1,000社を対象に、個別方針協議書の策定を進めるなど、SME取引先との関係強化に努めました。方針協議書策定を通じて、これらの中小企業の実態把握を強化し、再生支援にも努めました。</p> <p>15年度下期は、SME債権の実態把握を踏まえ、SME債権のうち正常先についてはコーポレート・ファイナンス本部へ、要注意先については信用リスクマネジメント本部アセット・マネジメント・グループ内に要注意債権の担当チームを設置し、同チームへの担当を変更しております。企業再生推進グループは発展的解散しております。</p> <p>企業再生支援専担部署では、経営改善支援先を中心として、事業計画等をもとに、DCF算定を行っております。このうち、数社に関しては、事業計画及びDCF算定を通じたフリーキャッシュフロー分析に基づき、具体的な経営支援策を検討しております。</p> <p>平成16年上期については、各所管部署において、引き続き個社の更なる実態把握に努め、不良債権の新規発生防止に努めております。</p> <p>平成16年9月に、法人取引の担当部署であるコーポレートファイナンスグループの組織改正により、従前は3つに分かれていた中小企業の担当部署を1つの担当部署(ワーキングチーム)とし、中小企業取引について統一的、整合的に取り組む体制とし企業の実態把握および不良債権の新規発生防止を図る体制としております。</p>
	16年4月～16年9月	<p>平成16年上期については、各所管部署において、引き続き個社の更なる実態把握に努め、不良債権の新規発生防止に努めております。</p> <p>平成16年9月に、法人取引の担当部署であるコーポレートファイナンスグループの組織改正により、従前は3つに分かれていた中小企業の担当部署を1つの担当部署(ワーキングチーム)とし、中小企業取引について統一的、整合的に取り組む体制とし企業の実態把握および不良債権の新規発生防止を図る体制としております。</p>
	(2) 経営改善支援の取組み状況 (注) 15年4月～16年9月	<p>15年9月に営業用不動産のオフバランス化スキームにより、支援先の過剰債務圧縮を実現しております。</p> <p>本スキームにより、支援先は、債務削減を実現するとともに、営業資産売却先のオペレーションを引続き受託することで、残存債務返済のためのキャッシュフローを確保しております。</p> <p>過剰債務の圧縮等を目的として営業用不動産のオフバランス化スキームの提案を随時実施し、成約に向けて交渉を継続しているほか、引続き新たな導入案件についても検討を行っております。</p>
	16年4月～16年9月	<p>過剰債務の圧縮等を目的として営業用不動産のオフバランス化スキームの提案を随時実施し、成約に向けて交渉を継続しているほか、引続き新たな導入案件についても検討を行っております。</p>

(東京スター銀行)

(注)下記の項目を含む

- ・経営改善支援について、どのような取組み方針を策定しているか。
- ・同方針に従い、具体的にどのような活動を行ったか。
- ・こうした取組みにより支援先にどのような改善がみられたか。
- ・こうした取組みを進め成果を上げていくための課題は何か(借手の中小企業サイドの課題を含む)

経営改善支援の取組み実績(地域銀行用)

銀行名 東京スター銀行

【15年4月～16年9月】

(単位:先数)

		期初債務者数	うち 経営改善支援取組み先	のうち期末に債務者 区分が上昇した先数	のうち期末に債務者 区分が変化しなかった先
正常先		7,699	7		1
要 注 意 先	うちその他要注意先	1,575	11	3	4
	うち要管理先	633	15	7	4
破綻懸念先		947	18	0	14
実質破綻先		384	0	0	0
破綻先		87	5	0	1
合 計		11,325	56	10	24

- 注) ・ 期初債務者数及び債務者区分は15年4月初時点で整理
 ・ 債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない
 ・ には、当期末の債務者区分が期初より上昇した先数を記載。
 なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は には含めるもの の には含めない。
 ・ 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」に上昇した場合は には含める。
 ・ 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理すること。
 ・ 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
 ・ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
 ・ みなし正常先については正常先の債務者数に計上のこと。

経営改善支援の取組み実績(地域銀行用)

銀行名 東京スター銀行

【16年度上期(16年4月～16年9月)】

(単位:先数)

	期初債務者数	うち 経営改善支援取組み先	のうち期末に債務者区分が	
			上昇した先数	変化しなかった先
正常先	7,296	2		1
要 注 意 先	うちその他要注意先	1,461	10	1
	うち要管理先	375	0	0
破綻懸念先	596	7	0	6
実質破綻先	307	0	0	0
破綻先	68	21	0	9
合 計	10,103	40	1	19

- 注) ・ 期初債務者数及び債務者区分は16年4月初時点で整理
 ・ 債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない
 ・ には、当期末の債務者区分が期初より上昇した先数を記載。
 なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は には含めるもの の には含めない。
 ・ 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」に上昇した場合は には含める。
 ・ 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理すること。
 ・ 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
 ・ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
 ・ みなし正常先については正常先の債務者数に計上のこと。